

事務事業名	不法投棄物収集運搬業務委託事業		所管部課	市民生活部	環境課	
事業目的	適法な処分が行われず、不法に投棄された廃棄物を適正に処理をし、生活環境の保全を図る。					
事業概要	公共の場に不法投棄された一般廃棄物及び産業廃棄物を回収し、定期的に専門業者に依頼し適正に処分する。 直接不法投棄物の回収に携わる職員の安全のため、破傷風とB型肝炎の予防接種を実施する。					
総合計画での位置付け	3 施策	3 3 3	豊かな自然と人に優しい環境が共生した安全・安心なまちづくり 快適に暮らせる環境づくり ごみ処理とリサイクルの推進	重点事業区分 —	類型区分 Ⅱ(継続的推進)	
事業区分	新規・継続	継続	事業の種類	ソフト事業	市裁量の有無	
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 家電リサイクル法					
補助団体	—					
年度別	事業計画	平成28年度 不法投棄家電処理 不法投棄物収集運搬処分 B型肝炎・破傷風予防注射接種	平成29年度 不法投棄家電処理 不法投棄物収集運搬処分 B型肝炎・破傷風予防注射接種	平成30年度 不法投棄家電処理 不法投棄物収集運搬処分 B型肝炎・破傷風予防注射接種	平成31年度 不法投棄家電処理 不法投棄物収集運搬処分 B型肝炎・破傷風予防注射接種	平成32年度 不法投棄家電処理 不法投棄物収集運搬処分 B型肝炎・破傷風予防注射接種
	事業費		412千円	955千円	1,082千円	1,082千円
事業内容	対象年度内	不法投棄物処分手数料(家電製品等)		281千円		
	財源	破傷風、B型肝炎予防注射代		189千円		
その他(過年度実績・特筆すべき点等)	財源	国県支出金	地方債・その他	一般財源		
	①	0千円	0千円	1,082千円		
その他(過年度実績・特筆すべき点等)	<p>➢不法投棄物回収実績</p> <p>平成28年度 122回、461点(家電25台、自転車28台、タイヤ24本、他) ・そのほか、下坪山地区内にタイヤ52本、テレビ50台、冷蔵庫15台ほかの大量不法投棄も発生。 平成29年度 100回、518点(家電24台、自転車20台、タイヤ39本、他) 平成30年度 68回、369点(家電14台、自転車10台、タイヤ4本、他)(9月末現在) ・そのほか、山林内の赤道に軽トラック5台分の大量のごみの不法投棄も発生。 ・5~6年前から特定の行為者による不法投棄(レジ袋等に土を入れて投棄される事案)が継続的に行われており、警察署にも相談済みである。(H30.4~9月だけで、20回、301袋発生。)</p> <p>➢実施内容の詳細</p> <p>河川敷沿いや山林等、人目につかない場所への不法投棄が頻繁に発生しており、不法投棄監視員のパトロールを強化したり、看板を設置し注意を促している。 また、監視カメラの設置も行い、不法投棄の対応をしている。</p> <p>➢他事業との連携</p> <p>安全で快適な道路環境の維持については、ボランティア団体(地域住民、学校、企業等)、市町村、県(道路管理者)の三者がパートナーとなって実施する「愛ロードとちぎ」及び「愛リバーとちぎ」事業や愛ロードしもつけ、小中学校道路愛護事業により、各機関と連携及び協力しながら環境美化活動を推進している。 国道や県道における不法投棄については、道路管理者である国道事務所や栃木土木事務所に連絡することになるが、安全確保や環境美化等で迅速な対応を要すると判断した際には、市自らも撤去するなどの対策を実施している。 今後は、国、県と情報の共有化を図り、定期的なパトロールや清掃を働きかけていく。</p>					

事業推進方針判断に際しての3つの視点					
必要性	A	全て	要件(3項目)		
	B	○	1以上	✓	社会経済情勢の変化等に適合し、その課題解決に効果がある
	C	なし	なし	✓	公共関与の妥当性がある 第二次下野市総合計画の施策体系と事業目的に整合性があり、意図する結果につながる 市裁量がない事業(⇒A評価とする)
<p>現総合計画前期基本計画の本施策では、5年間で目指すべき姿を「市民が安心して暮らすことができる快適な生活環境づくり」としており、ごみの不法投棄を防ぎ、美しいまちを維持するため、不法投棄監視員によるパトロールや看板の貸出し等を実施する本事業の必要性はあります。また、広報紙に環境トピックスというコーナーを毎月設け、不法投棄が犯罪である旨や防御策等についても、定期的に周知を図っております。本来、不法投棄されないような敷地管理、不法投棄された場合の廃棄物の処理は、土地所有者が行うものであり、その指導等を実施しておりますが、冷蔵庫等の家電リサイクル対象品やタイヤなど、処分に費用のかかるものもあり、その後の適正管理を条件に運搬・処分までを市で行うケースもあります。以上のことから、必要性をBとしました。</p>					
緊急性	A	全て	要件(3項目)		
	B	○	1以上	✓	市民サービスの維持・向上に寄与する
	C	なし	なし	✓	事業の休廃止(実施しない場合)の影響が大きい 本事業以外の解決策が見当たらない 市裁量がない事業(⇒A評価とする)
<p>不法投棄を放っておくことで、不法投棄をさらに呼び込んでしまうことがあるため、定期的なパトロールや、早期発見・撤去、土地所有者への管理指導などを実施する本事業は、継続的に対応していくことが望ましいと考えます。 以上のことから、緊急性をBとしました。</p>					
効率性	A	○	3以上	ソフト事業(要件:7項目)	
	B		1以上	✓	事業の質を維持しつつ、事業費の削減や取組方法を見直す 同種・同目的事業との統合や簡略化を実施する
	C	なし	なし	✓	民間委託を実施する 受益機会・費用負担割合等が公平公正であり適正である 市民との協働で事業を実施している。あるいは実施できる 他自治体で実施されている水準と比較して適切である 管理業務等において、現在の取組手法から、さらに効率性を図ることは困難である
<p>ハード事業(要件:3項目)</p> <p>補助金等の積極的な活用で最大の成果となる方法を選択している 事業目的に見合う最適な事業規模である 他事業との重複がない</p> <p>道路環境の維持については、ボランティア団体等との連携による清掃活動や、不法投棄監視員によるごみの収集を実施しております。また、悪質なケースにおいては警察との連携を図り対応することとしており、頻発する場所には監視カメラを設置し、不法投棄者に処分をさせるための取組を実施しています。 以上のことから、効率性をAとしました。</p>					

総合評価	継続実施
○	見直し実施
	廃止